

各 位

上場会社名	株式会社ニチリョク
代表者	代表取締役社長 寺村 久義
(コード番号	7578)
問合せ先責任者	専務取締役経営統括本部長 矢田 欣也
(TEL	03-3396-3052)

株式併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 26 日開催予定の当社第 51 期定時株主総会に、下記のとおり、株式の併合、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単위를最終的に 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位 (5 万円以上 50 万円未満) の水準にするとともに、発行済株式の適正化を図ることを目的として、株式併合 (10 株を 1 株に併合) を実施いたします。

(2) 株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日 (実質上 9 月 29 日) の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- ③ 減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	13,741,014 株
株式併合により減少する株式数	12,366,913 株
株式併合後の発行済株式総数	1,374,101 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有の株主様 820 名 (所有株式数の合計は 956 株) が、株主としての地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生日までは、会社法第 194 条第 1 項の定めにより、所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができるのと同時に、会社法第 192 条第 1 項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることが当社に請求することができます。

平成 29 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	3,523 名 (100.0%)	13,741,014 株 (100.0%)
10 株未満	820 名 (23.3%)	956 株 (0.0%)
10 株以上	2,703 名 (76.7%)	13,740,058 株 (100.0%)

(4) 1株未満の端数が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 株式併合の条件

平成29年6月26日開催予定の当社第51期定時株主総会において、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合を行う理由」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成29年6月26日開催予定の当社第51期定時株主総会において、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 発行可能株式総数の変更

(1) 発行可能株式総数の変更を必要とする理由

上記「1. 株式の併合」に記載の株式併合により、当社の発行済株式総数が10分の1に減少することから、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成29年10月1日)をもって、株式併合の割合と同じ割合(10分の1)で発行可能株式総数を変更いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(平成29年10月1日付)
48,000,000株	4,800,000株

(3) 発行可能株式総数の変更の条件

平成29年6月26日開催予定の当社第51期定時株主総会において、本株式併合に係る議案、単元株式数の変更および発行可能株式総数の変更に係る定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 22 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 26 日
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日

※上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以 上

(別添資料)

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

【ご参考】株式併合および単元株式数の変更に関するQ&A

Q1 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式とするものです。今回、当社では、10株を1株に併合することを予定しております。また、単元株式数とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q2 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A. 東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に集約することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当社といたしましても、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し対応することとしたものです。また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1売買単位あたりの価格）を5万円以上50万円未満としており、単に当社株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、併せて10株から1株に株式併合することを予定しております。株式併合実施後の100株は、併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株→100株）となりますので、実質的には投資単位の変更はありません。

Q3 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後は、株主様のご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株式併合後の株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q4 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式数
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,000株	1個	100株	1個	なし
例③	1,026株	1個	102株	1個	0.6株
例④	500株	0個	50株	0個	なし
例⑤	453株	0個	45株	0個	0.3株
例⑥	4株	0個	0株	0個	0.4株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様の有する端数の割合に応じてお支払いいたします。株式併合の効力発生前のご所有株式数が10株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 5 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社または後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 6 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 26 日	定時株主総会決議
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	東京証券取引所での売買単位の変更日 (100 株単位での売買開始日)
平成 29 年 10 月 1 日	株式併合、単元株式数の変更、発行可能株式総数変更の効力発生日

Q 7 株主として何か手続きを行う必要はありますか。

A. 特段のお手続きはございませんが、10 株に満たない株式をお持ちの株主様については、株式の併合により 1 株未満の端数が生じることによる端数の処分が行われるため、これらの処分を望まない株主様は、効力発生日前に Q 5 のお手続きをお取りいただきますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記特別口座の口座管理機関（株主名簿管理人）にお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以上